

川崎市感染症予防計画(案)に関する意見募集について

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」の改正により、従来は都道府県のみ策定が義務付けられていた「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（感染症予防計画）」の記載事項を充実させるほか、保健所設置市においても一部の事項で策定が義務付けられました。

これらの経過を踏まえ、川崎市では、次の感染症危機に備え、地域における感染症対策を主体的・機動的に推進するため、「川崎市感染症予防計画」を策定することとし、令和6年度～令和11年度を計画期間とする計画（案）を取りまとめましたので、幅広く市民の皆様のご意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和5年12月20日（水）～令和6年1月31日（水）まで

※郵送の場合は、締切日当日の消印まで有効です。

※持参の場合は、締切日当日の午後5時15分まで受け付けます。

2 意見の提出方法

氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、住所又はメールアドレス)を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

なお、意見書の書式は自由です。

(1) 電子メール

川崎市ホームページのパブリックコメント用ページにアクセスし、ホームページ上の案内に従い、専用フォームメールを御利用ください。

(2) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市健康福祉局感染症対策担当宛て）

(3) ファクシミリ

FAX 番号：044-200-3928（川崎市健康福祉局感染症対策担当宛て）

(4) 持参

健康福祉局 保健医療政策部 感染症対策担当

※感染症対策担当の所在地は「川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階」となりますが、令和6年1月15日(月)以降は、本庁舎13階(川崎市川崎区宮本町1番地)に移転します。

※午前8時30分～午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

3 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、各区役所・支所・出張所（市政資料コーナー）、市民館・図書館、情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）、健康福祉局 保健医療政策部 感染症対策担当(※)

※感染症対策担当の所在地は「川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階」となりますが、令和6年1月15日(月)以降は、本庁舎13階(川崎市川崎区宮本町1番地)に移転します。

4 注意事項

(1) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けません。御意見を提出する場合は、必ず上記のいずれかの方法により意見書を御提出ください。

(2) お寄せいただいた御意見に対して個別の回答は行いませんが、御意見の内容を整理・要約の上、それに対する市の考え方を取りまとめ、後日、本市ホームページ等で公表予定です。

(3) 記載・入力いただいた個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用するものですので、他の目的には利用せず、関連法令等に基づき適正に取り扱います。

5 問い合わせ先

川崎市健康福祉局 保健医療政策部 感染症対策担当（電話：044-200-2441 FAX：044-200-3928）